

四拾銭とする事

- 一 請負單價は必要に應じ合議の上取極める事、
- 一 作業衛生設備は漸次之を完成すること、
- 一 作業世話係一人引退の事、
- 一 救済會の管理は社長と職工役員と共同して之に當る事、
- 一 製品未製品の運搬人は一人を置き其以上は必要に應じ加除する事、
- 一 鑄物の受負單價は普通壹貫目七匁五厘とし三ッ棒替止込等壹貫目九匁五厘とする事、
- 一 止棒は一時間式拾匁支給の事、
- 一 鑄物部常備者一人を置く事、
- 一 總貫を會計袋に記入する事、
- 一 爭議関係者中五名を解雇し總額五百圓半當として支給する事、
- 一 爭議團に對し金一封を贈る事（貳千三百圓）

一 今後六ヶ月間職工入替の爲絶對に解雇せざる事、  
 一 復職後廿現在職工と共同一致作業に従事する事、  
 一 爭議解決報告演說會を開かざる事、

大正十五年二月二十三日

鈴木織機株式會社社長  
 職工代表

(組合運商の中心人物)

工場課長  
 立會人

鈴木道雄  
 島津壽平  
 田辺卯市  
 前田義一  
 林田正治  
 日笠松  
 瀨美淺太郎  
 西川熊三郎